

Historical Studies of Socialist System

ISSN 2432-8774

# 社会主義 体制史研究

No.19 (Aug. 2021)

東独における職業禁止と自由業  
ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して  
青木國彦(東北大学名誉教授)

Das Berufsverbot und die Freiberufler in der DDR  
Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der anderen"  
Kunihiko AOKI (Professor emer., Dr., Tohoku University)



社会主義体制史研究会

The Japan Collegium for Historical Studies of Socialist System

## 『社会主義体制史研究』(Historical Studies of Socialist System)

ISSN 2432-8774

Website: <http://www2.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hsss.htm>

下記の旧 URL から自動切替(リダイレクト)

旧 URL: <http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hsss.htm>

(違いは www の次に「2」の有無のみ)

publisher: 社会主義体制史研究会

(The Japan Collegium for Historical Studies of Socialist System)

size: A4

mail to aoki\_econ3tohoku.4.5 (3=@ 4=ac 5=jp)

不定期刊(原稿があり次第発行)、文字数制限なし、無料のオンライン・ジャーナルです。

旧社会主義諸国(共産圏)の歴史(「革命」前・体制転換後を含む)と、社会主義や共産主義の思想・理論を対象に批判的検証を志しています。投稿歓迎。

### 西独で始まった「職業禁止」(Berufsverbot) 反対運動

**表紙写真**は西ベルリンの職業禁止反対デモ(1977年1月28日)

(出所) Uni Streik76-77(1).jpg, in: Wikipedia Commons (CC BY-SA 3.0)

**下の写真**は1976-1977年の西ベルリンの大学学生の職業禁止反対ストライキの1つ

(ベルリン自由大学)



(出所) FU 76-77 (2.15).jpg, in: Wikipedia Commons (CC BY-SA 3.0)

# 東独における職業禁止と自由業

## ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

青木國彦\*\*

### Das Berufsverbot und die Freiberufler in der DDR

#### Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der anderen"

Kunihiko AOKI\*\*

#### 目次

1. はじめに 1
2. 西独の職業禁止(ブランド政権の過激派政令) 1
3. 東独の職業禁止:西独との比較 2
4. 東独自由業従事者の職業禁止と抵抗 5
5. 東独自由業の業種 7
6. 東独自由業の優遇税制 8
- 略語・引用文献 10

#### 1. はじめに<sup>1</sup>

東独における「職業禁止」(Berufsverbot)は、オスカー受賞のドイツ映画「善き人のためのソナタ」(原題「他人の生活」、以下「この映画」と略称)において重要なテーマであった。しかしそのことは、賛否両論が沸騰したこの映画の諸批評の中ではあまり論じられなかった(詳細は青木 2021)。

この映画ではイェルスカが演出家としての7年間の職業禁止の末に1985年1月(脚本では前年12月)に自殺する。彼を敬愛する劇作家ドライマンは、イェルスカ追悼の闘いとして西独週刊誌シュピーゲルに東独当局の自殺の扱いを糾弾する投稿をして、従来の体制同調姿勢から改心して反体制的行動に踏み出す。それについてのシュタジ(東独秘密警察)の捜査が絡んで彼の恋人・女優クリスタの自殺になる。

ドライマンの投稿証拠をシュタジがつかめば、刑法上の訴追のみならず彼の自由業作家認可も取り消されたが、証人(クリスタ)の自殺により彼は事なきを得た。

ドライマンがイェルスカの職業禁止解除を東独文化相へムプフに迫ると、ムプフは「怒って」(ト書き)、「職業禁止?そんなものは我々のところには全く存在しない。言葉の選択にもっと気をつけるべきだ」と罵る。そのためドライマンは「ぎよっとする」(青木 2020b:8)。

彼が「ぎよっと」したのは、この映画の作者がムプフに言わせたように、東独でも西独でも当局の公式用語に「職業禁止」はなかったからである。

職業禁止は西独ブランド政権の過激派政令による共産主義者排除への抗議運動のスローガンに由来する言葉であった。それは就労一般の禁止ではなく、公共部門(公務員や公共施設・組織等の職員)での雇用禁止を意味した(2節)。

東独では、公共部門や国営企業での思想を理由とする解雇も例えば「ブラハの春」の関連など、多数あったが、大きな社会問題として自由業認可取り消し(特に作家や音楽家、芸術家など)が頻発し、それらの俗称として職業禁止という言葉が流入した。

その最も有名な事例は絶大な人気であったシンガーソングライター・ビアマン(Wolf Biermann)が11年間もの歌手としての職業禁止の末に1976年11月に西独演奏旅行からの帰国禁止という形で東独から追放されたことである。追放には東独内でも多くの文化人が抗議声明に署名した。シュタジ大尉ヴィースラーを演じた俳優ミュエも学生時代に追放抗議の署名集めをした(青木 2021:20)。

本稿では西独と東独それぞれにおける職業禁止の意味と特徴、および西独とは全く異なり東独において職業禁止の主な対象となった自由業の種類と実情を説明する。

図1 職業禁止反対デモ・ストライキ(西ベルリン)



(注)1976-77年西ベルリン。横断幕に Berufsverbot とある。(出所)上:FU 76-77 (2.15).jpg、下:Uni Streik76-77(1).jpg, in: Wikipedia Commons (CC BY-SA 3.0)

#### 2. 西独の職業禁止(ブランド政権の過激派政令)

西独連邦首相ブランド(Willy Brandt)と州首相・内相たちは共同で1972年2月18日に「公共部門における右翼・左翼過激人物の雇用に関する政令」を布告した<sup>2</sup>。それが単に過激派政令(Radikalerlaß, 略称 RdErl)と呼ばれる。

\* in: <http://www2.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hsss.htm> (既刊リストは18号末尾に掲載)

\*\* 東北大学名誉教授。Prof. emer., Dr., Tohoku University mail to: aoki\_econ3tohoku.4.5 (3=@, 4=ac, 5=jp)

<sup>1</sup> []は青木の挿入、…は青木による省略。

<sup>2</sup> 同政令を伝えるノルトラインヴェストファーレン州官報が下記に [https://www.1000dokumente.de/index.html?c=dokument\\_de&dokument=0113\\_ade&object=facsimile&pimage=2&v=100&nav=&l=de](https://www.1000dokumente.de/index.html?c=dokument_de&dokument=0113_ade&object=facsimile&pimage=2&v=100&nav=&l=de)

この政令に言う「公共部門」(öffentlicher Dienst)には公務員のほかに広範な公共サービスが含まれ、実質的には教育関係が中心となった<sup>3</sup>。

過激派政令には国内外で批判と抗議が高まり、抗議行動がこの政令を「職業禁止」(Berufsverbot)と呼ぶスローガンを掲げた(図 1)。

同政令は、ナチ政権の、ユダヤ人(文面は非アリア人)と政治的に好ましくない人物を排除した悪名高い「職業官吏再建法」(1933年4月)を想起するとの批判を受けた。

過激派政令第1条は、「基本法の意味における自由と民主主義の基本秩序をいかなる時にも支持する保証を提供する者のみが公務員の境遇に任命され得る」と定めた。

第2条が「すべての個々のケースが審査され決定されるための「原則」を定めた。

まずその第1項が、「憲法敵対的行動を展開する志願者は公共部門に雇用されないし、また「志願者が憲法敵対的目的を追求する組織のメンバーである場合」は、そのことが「自由と民主主義の基本秩序をいかなる時にも支持するかどうか」という疑念の理由となる。この疑念は通例雇用申請拒否を正当化する」と定めた。

第2項が公務員(Beamte)について、本人の「行動によってまたは憲法敵対的目的の組織のメンバー資格ゆえに、その行動全体によって基本法の意味における自由と民主主義の基本秩序を支持しその維持を擁護することを義務づける公務員大綱法第35条の諸要求を満たさない場合には、雇用主は…その公務員の職務からの排除に努められるべきかどうかを検討しなければならない」と定めた。

第3条によれば、「公共部門の労働者と職員」[公務員以外の公共サービス従事者]にも「それぞれの賃金契約規定に応じて[第2条と]同じ原則が適用される」。

要するに、公共部門の志願者と現職から基本法理念違反者を排除することが定められたが、実際の適用の殆どはドイツ共産党(DKP)と関連団体、つまり東独関連団体に限られた(DKPとドイツ共産党(KPD)との関係は略語欄参照)。

Rigoll(同前)によれば、名前が分っている過激派政令犠牲者「1000件余」のうちネオナチとされる極右政党ドイツ国家民主党(NPD)の党員は7人のみ、「少なくとも2/3」は「教師の卵」で、DKP党員またはその関連団体(社会主義ドイツ労働者青年団(SDAJ)やマルクス主義学生同盟スパルタクス(MSB)、民主法律家協会(VdJ)、民主科学者同盟(BdWi)など)のメンバーであった。

[そのため、図1も示すように、大学での抗議活動が活発だったのだろう。]

NPD党員は「1960年代後半」には警察や軍、学校などに「数百人」おり、「公共部門におけるネオナチの数がなお[政令布告直前の]1971年でも左の“憲法上の敵”よりも多かったにもかかわらず」、連邦・州内相会議はネオナチを同政令の重要対象にしなかった。同会議の過半数が、NPDは合法政党としての「特典」があることを理由にした(Rigoll同前)。

当時西欧、特にフランス・イタリアでの取り締り対象は「通例、オーソドックスな共産党ではなく公然と反民主主義的に登場した極左グループ」であった(Rigoll同前)。

主たる対象がDKPとその関連団体になったことは、DKPが西独基本法を容認することによって合法化されたという事実と矛盾し、NPDの扱いと異なり、反発を強めた。

就職志願者への実際の質問がこの政令の性格を示した：

公共部門の志願者は忠誠審査として「あなたはDDR[東独]へ行ったことがあるか？あなたは学生として政治集会に参加したことがあるか？あなたはDKPの式典に行ったことがあるか？あなたは“ドイツ連邦共和国における帝国主義”という概念を使ったことがあるか？」などと質問され、「はい」と答えるとキャリアの見通しがぶち壊しになり得た。審査された約140万人のうち約1100人が採用を拒否された(WDR 2006)。

処分(不採用や解雇)なしを含むこの政令の「直接の該当者」の「正確な数字は存在しない」が、「2000人から3000人まで」と推定されているとも言う(Rigoll同前)。

また過激派政令はナチ時代再現との懸念から、当時大きな共産党があったフランス・イタリアでもこの政令への批判が強まった。

過激派政令は、「新しい法律を作り出したのではなく、…1950年代以来連邦と州のすべての公務員法に見られる定式を当局や裁判所、潜在的該当者に思い出させたにすぎない」。例えば、過激派政令の「前身、いわゆるアデナウアー政令」(1950年9月)が、「“時代遅れの”ネオナチや共産主義者、同調者のみが危険因子として公務員から排除されるべき」との「指針」を出した(但し元ナチの公務員は対象外であった)(Rigoll 2020)。

従って、郵便検閲と電話監視が西独に[連合国から]移管された1955年から1968年までだけでも、「少なくとも1億の郵便物が破棄されたか、ないしは捜査手続きの導入ため検察に送られた」。ではなぜ1972年に過激派政令だったのか：

同政令は、「外交上の緊張緩和や新東方政策」、「DKP認可」、「1968年組」による社会の左翼化などの時代変化に対応して、「国内の反共産主義的合意の再建と強化」を図った。

同政令の目的は実際には公共部門からの左翼過激派の「排除」ではなく、それらへの「志願者への脅し」だった。その際、同政令は「公式にはネオナチにも向けられたが、[実際は]殆ど専ら左翼に該当させられた」。

「志願者や公務員の憲法忠誠心の確認のための無数の聴聞会」が同政令の効果を持続した。また連邦憲法擁護庁(BfV)が「郵便コントロールと郵便検閲」、「電話監視」に当たった。同庁は連邦国境守備隊(BGS)や連邦情報局(BND)、鉄道警察、税関などの協力を得た。

憲法擁護庁は「約140万件の審査」をし、その審査規模はシュタジ[東独秘密警察]並みに近づいた。

但し「脅し」だけではなく、また脅し効果のために、実際の被害者が出て、「結局は約1,500件の職業禁止」が生じた(Klein 2012)。

1972年布告の理由に挙げられたいくつかの「時代変化」に加えて、東ベルリン開催が前年9月に仮決定し1972年1月から準備が本格化した「第10回世界青年学生祭典」(1973年)への参加を求める東独から西独青年学生への工

<sup>3</sup> 同政令の氏名判明の犠牲者(不採用や解雇)「1000件余」のうち「学校教育が約80%、大学が10%、司法が5%」だが、「機関車運転手、郵便配達員、水泳場監視員、墓地庭師、エンジニア、秘書、

行政職員、将校、社会教育者、研究・学習補助員、司書、看護師、介護師、医師、溶接工、冷凍技術者や検査技師」も含まれた(Rigoll 2020)。



作の活発化への警戒もあったかもしれない。上記の SDAJ やスパルタクスを含む DKP 系団体は 330 人、教会や労組、与野党その他の青年学生組織が 470 人の代表を同祭典に送った(青木 2019:9-10)。

以上のように、西独の「職業禁止」は多くの職種のある公共部門での基本法違反者、主に DKP 党員とその周辺の雇用禁止であって、いわば公共雇用禁止であった。西独には当然営業の自由が存在し、例えば作家が作家としての自由業認可を得なければならぬとか、その認可を取り消されるといふ東独のような出来事はなかった。

### 3. 東独の職業禁止: 西独との比較

両独の職業禁止を比較したクライン論文(Klein2012)は、西独は法令(過激派政令)による措置だったが、東独には職業禁止を可能にする明文化した法令が存在しなかったと言う。

だから彼は、西独および統一ドイツの過激派政令による「職業禁止の 40 年」に対比して、東独のそれを「超法規的な」、「政治的動機による職場拒否(Arbeitsplatzverweigerung)の 40 年間」[1949-1989 年]と呼んだ。

しかし職場拒否という概念を使うことができるのは西独のケースである。公共部門の採用・雇用の拒否だからである。

東独のケースにも同様の職場拒否があったが、その概念では公共部門と国営セクター(以下公共・国営部門と略記)における雇用排除限定になる。現に彼はそれを主たる現象として扱った。しかしその概念は東独型の特徴である自由業禁止に適さない。東独のケースこそまさに職業禁止であり、その概念には公共部門と国営セクターの就業禁止も含まれる。

職業禁止の「政治的動機」は東独に限らず西独も同じであり、また東独のそれが全く「超法規的」であったわけでもない。

独裁国家では「超法規的な」圧力あるいは有罪の脅しによる排除も困難ではなかったが、東独では憲法第 1 条が SED (ドイツ社会主義統一党、東独支配党)を指導政党と定めていたのだから、公務員は SED 党員かその周辺に限られ、さらに広範な批判的言動が刑法の対象とされていたのだから、公共部門からの異端者排除に西独のような特別の法令は必要ではなかった。

その上、東独で最も重要な職業禁止対象であった自由業従事者は各地方当局(県)から自由業認可を受けなければならず、当局が認可を取り消すだけで合法的に当該自由業は職業禁止となった。取り消しの名目には脱税が多用されたが、政治的理由によってもなされた。そうであっても国家理念に反するという政治的理由であれば憲法に沿っていることになる。例えば西側ヒット曲のカバーをするバンドの禁止はその歌詞の敵対性や退廃性が理由になり、英語のバンド名さえも認可取り消し理由になった。

行政による自由業認可取り消しへの不服申し立てや裁判所への提訴の事例、ましてや成功例は報じられていない。

行政の決定への不服申し立てや提訴は 1988 年の外国旅行行政令が導入し(青木 2018a:9 節)、画期的と評された。お

そらく東独でのそれらの制度化はこれが初めてだろう。

1985 年から職業禁止となった演出家クレーアと歌手クラウチクのカップルは福音教会の一部の協力を得て果敢に禁止と闘ったが、法廷闘争はしていない(青木 2021a)。

クラインが公共部門や国営セクターでの雇用禁止を重視するのは彼の経験に由来するかもしれない。

彼は 1948 年生まれ(父は文化省職員)、フンボルト大学数学科の大学院まで進み 1975 年サイバネティクスで博士号を得た。しかしその間学生への「政治的に否定的な」影響を理由に同大学の雇用約束が撤回され、1973-1979 年科学アカデミー付属経済科学中央研究所の研究助手を務めた。1973 年から反体制グループに関わり、1976 年ピアマン追放後は両独の職業禁止反対運動を起し、1979 年には作家同盟による[9 人の]作家たち除名への抗議の手紙を他の 2 人とともに出した<sup>4</sup>。同年 9 月刑法 219 条(不法な結び付き)により翌年 12 月までシュタジのホーエンシェーンハウゼン中央拘置所とバウツェン II 刑務所に勾留・収監[Veen 2000:213 では両方合計 4 ヵ月]。

出所後は「科学における職業禁止」と「ベルリン家具コンビナートの価格担当」就労義務が課された。同時にフリードリッヒスフェルデ平和サークルとその地下誌「火炎報知器」や「環境新聞」[環境図書館発行]に協力したり、「現実社会主義における労働の生活についての非合法アンケート調査」をする。1989 年 9 月には「連合左翼」(VL)を結成、翌年 3 月から東独終焉まで人民議会議員となった。その後短期間連邦議会議員となるが、失業を経て 1995 年からポツダム現代史研究センター研究員となった(Müller-Enbergs 2010:666)。

このように、彼は国立フンボルト大学による雇用拒否と、出所後当局による科学研究職雇用拒否といういわば西独型職業禁止を経験し、自営業認可取り消しという東独型の経験はない。しかし当然職業禁止への怒りは強く、ピアマンや作家たちの自由業禁止への抗議運動を展開した。

クライン論文は「職場拒否」を東独憲法第 24 条に注目して論じたので、予めその内容を見ておこう。

第 24 条は東独市民に、「社会的必要と個人的資格に応じた 1 つの職場」を有する権利と、そのための職場の「自由な選択の権利」を保障し(第 1 項)、同時に「社会的に有用な活動」を「市民の名誉に満ちた義務」(第 2 項)と定めた。

このように「自由な選択」の範囲が、「社会的必要」ないし「社会的有用」性によって限定された。

この限定は抽象的で、融通無碍な解釈が可能であるが、第 24 条第 3 項は、労働の権利は経済の国家による「社会主義的管理と計画化」によって保障されると定めた<sup>5</sup>。

従って「社会的必要」の実態は「国家的必要」に、「社会的有用性」の実態は「国家的有用性」になり、その範囲内での「自由な選択」に制限された。

しかも「国家」について、憲法は、自国が「発展した社会主義社会」であり(前文)、「マルクス=レーニン主義の党[SED]の指導の下にある」こと(第 1 条)、「社会的発展の計

<sup>4</sup> 作家同盟除名は国内出版不可能ゆえ事実上の職業禁止となる。この除名は 1979 年 6 月作家同盟会長かつシュタジ協力者ヘルマン・カントによる(除名された作家の名前は青木 2020a:11)。

<sup>5</sup> 「(1)ドイツ民主共和国のどの市民も労働の権利を有する。各市民は、社会的必要と個人的資格に応じた 1 つの職場とその自由な選択の権利を有する。各市民は労働の質と量に応じた賃金の権利を有する。男女、成人と青少年は同一労働同一賃金の権利を有す

る。「(2)社会的に有用な活動は、労働能力を持つ各市民の名誉に満ちた義務である。労働の権利及び労働の義務は統一を成す」。「(3)労働の権利は、生産手段の社会主義的所有と社会的再生産過程の社会主義的管理と計画化」、「計画的な成長」、「科学技術革命」、「教育と再教育」、「統一的な社会主義的労働法によって保障される」(1974 年改定)。第 24 条の改定点は「計画化と管理」から「管理と計画化」への変更のみである。

画化と管理が社会主義的社会秩序の不可侵の基礎」であること(第2条)を謳った。従って「国家的必要」は実は「党の方針にとっての必要」、「国家的有用性」は「党の方針にとっての有用性」であった。

党が定める秩序と政策の徹底のために違反者には刑法による処罰が科された。加えて多様な公認団体の強制加入や締め付け、除名などの仕組みによる秩序維持も存在した。

クライン論文によれば:

東独では「政治局官僚」が「職業問題の政治的な機能化と規制のためのその時々最新の条件を設定した」。

東独において「不忠の、または時には単なる追従不足の嫌疑をかけられたすべての就業者の、〔西独政府と〕同様に恥知らずかつ無法な排除のためには」、過激派政令のような法令は必要なく、国家の「事務手続きだけで十分であった」。それを防ぐ「障害」として東独憲法は労働法よりも僅かしか役に立たなかったし、国家は「労働組合の協力の用意を当てにすることもできた」。

「教会を別にして国营セクター以外には独立した雇い主という形での選択肢が殆ど存在しなかった」ことによって、職場の国家管理の「規制力と支配度」が一層強化された。

国家管理は「反体制派撲滅という目的をはるかに超え」、「すべての勤労者に該当した」。それは企業内に加えて、「敏感な職業分野、特にいわゆる研究・教育、教育学、マスコミ、文学、文化の政治的コントロール」を含んだ。そのため「政治的動機による職場拒否」は「量的に僅かな規模」ながら人々の「卑屈さ」を産み出した。

「刑法第53条」該当の場合〔本節末尾参照〕以外には、「国家の側にはこの制裁形態を隠蔽する必要がある存在した」というのは通例はそれ〔制裁〕を擁護する法的形態がなかったからである。そのためこの制裁形態は「保安機関と幹部管理部、労組指導部が超法規的に協力する」ことによって「労働・出演・出版・教育の禁止」を実現した。

こうした事情は憲法が役立たなかった結果ではなく、むしろ上記の憲法前文や第1条、第2条、第24条第3項に由来し、刑法などによって支えられた。

憲法論の適否はともかく、このように彼は、公共・国营部門に焦点を当て、「制裁」(解雇)に必要な「法的形態がなかった」ことを強調した。

しかし上記の憲法規定やそれに反する者を罰する刑法の政治的規定の適用ないしは適用の脅しが公共・国营部門での「制裁」のために「法的」役割を果たした。

国立フンボルト大学解雇のハーベマン(Robert Havemann)やベルク(Hermann von Berg)<sup>6</sup>のような有名な「批判的知識人」の排除、プラハの春関連での公共・国营部門(大学や企業、銀行など)からの多数の排除が有名である。

これらの事例は、その当時には職業禁止という言葉はなかったが、職業禁止に当たり、西独過激派政令と同様の、特定思想を持つ者の雇用排除であった。そうした解雇は不当であっても合法的に可能であり、「隠蔽」は必要でも可能でもなかった。時に公然化が人々への圧力手段にもなった。

またクライン論文は、「独立した雇い主」は、ほぼ国营セクターと教会のみだったと言う。しかし東独は他の共産圏に比べれば大きな私営セクターが存在し、計画経済規制下にあ

ったが、国营セクターよりは自由度が高く、小規模雇用も可能であった(詳しくは青木 1985、1985a、簡略には青木 1991 参照)。商業・手工業・サービス業の協同組合セクターも自由度が高かった。街中で見ることが出来る国营と組合加入(実質は個人経営)の理髪店、国营と私営のレストランもそれぞれまるで様子が違った。また国家管理上重要ではない職種(例えばウェ이터、トラック運転手、レンガ積み等々)では国营セクターでも就職があり得た。

さらに自由業者も若干の補助者を雇うことが可能であったから、「独立した雇い主」になり得た。

クライン論文は以上のように東独の職業禁止の主たる対象を公共・国营部門に見たが、実際に国内外の注目を集め、しばしば社会的騒動になった職業禁止の多くは公共・国营部門ではなく、自由業従事者のそれであり、そこにこそ東独型職業禁止の独自の特徴があった。

自由業従事者の職業禁止の法的形態は自由業認可取り消しであり、我々から見れば不当であっても、東独では法に基づくのであり、超法規的でも非合法でもなく、また「隠蔽」も全く不要かつ不可能であった。むしろ、公共・国营部門の場合と同様に、取り消し事例の存在が自由業への圧力となった。

公共・国营部門に焦点を当てたクライン論文も、「特別の抑圧テクニックとしての職業禁止を批判的知識人に対してだけだと誤認することが避けられるべきであるにもかかわらず、それはまさにこの社会グループ〔批判的知識人〕において特に頻繁であり、かつ支配者の視点から特に必要でもあった」と、自ら自説を事実上訂正する。しかしそれはようやく論文の最後に近い部分においてであり、かつ詳論はない。

公共部門を解雇された上、転身した自由業も妨害された例もある。ピアマン追放抗議声明に署名<sup>7</sup>したため作家・ゲルマニストのシュートリッヒ(Hans Joachim Schädlich)は科学アカデミー職員を解雇された。西独型の職業禁止に当たるが、自由業の翻訳家に転身した。しかしシュタジは彼の兄弟を密告者にして彼を「作戦事案」(OV)の対象にした。作戦名は彼の姓をもじって「Schädling」(害虫)であった。彼は翌年西独で作品を出版し東独から出国した(Müller-Enbergs 2010:1120)。自由業翻訳家としての国内出版が実現しなかった(Walther 1996:85)からである。

東独の自由業は自由制限業でもあった。自由業のみならずすべての営業が当局の管理ないし認可を要するのであり、しかも当局による認可取り消しの自由度が大きく、営業の自由は存在しなかった。共産圏では職業禁止メカニズムが内蔵され、東独も基本的には同様であった。

自由業の職業禁止の間接形態としては、当局の圧力あるいは当局(とりわけシュタジ)に協力する幹部によって、作家同盟が会員を除名したり(国内出版が不可能になる)、教会が牧師から資格を取り上げるなどがあった。

また出版禁止は文化省の強力な検閲制度に加えて、出版社の原稿審査係や鑑定人の事前チェックによる場合もあった(青木 2020a 参照)。

クライン論文は、「職業禁止の最も極端な形態として該当者から有給のいかなる仕事の機会も奪う強制的失業も存在し」、「該当者は刑法第249条(…)の適用範囲に陥った」。それが「非協調的な生活様式への、法に拠らない脅しのため

<sup>6</sup> いわゆるシュピーゲル宣言の主執筆者(青木 2018 参照)。

<sup>7</sup> ピアマン追放には追放直後に東独作家同盟幹部会メンバー5人を含む12人が抗議の公開書簡を発表し、これに連帯署名者29

人(ビートバンド・レンフト以外は個人)も付記された(ハーベマン協会が原資料所蔵)。書簡公表後さらに93人が署名した(Jäger 1982: 61f, 同 1995:165f; Schroeder 2013: 277)。

の手段でもあった」と言う。

しかし刑法第 249 条は「労働を嫌って規律された労働を逃れる」労働忌避者と、売春ほかの「非社会的な生活様式」によって「公の秩序および安寧を害した者」の処罰規定であり、「保護観察」、「拘留刑」または「自由刑」が科された<sup>8</sup>。

文学分野のシュタジについての専門書 Walther (1996) によれば、作家たちに対するシュタジの容疑リストの中に第 249 条容疑はない(青木 2020a:補注 4)。

同書に第 249 条が出てくるのは、シュタジが「IM」(非公式協力者=密告者)獲得の方策として同条の「非社会的な生活様式」容疑による勾留を利用したケースのみである(S.502)。

クライン論文によれば、「職業禁止という支配テクニック」は、東独初期には「補足的または補助的な措置」[であり、逮捕が主]であったが、「逮捕の政治的コストがあまりに高いと思われた時、[職業禁止が]1960年代末に抑圧の主要手段になった」。「[1960年代末]は当局にとって、東独でも広範に存在した「プラハの春」支持への対策の時期である。」

しかしすでに 1965 年 10 月に大量のビートバンドの職業禁止が実行され、同年 12 月には多くの作家を槍玉に挙げた「皆伐総会」があった(4 節参照)。だから遅くともこの頃にはすでに職業禁止が、まだ主要でないかもしれないが、重要な手段であった。

Klein(2007:233)によると、1985 年 1 月から反体制派の中に「“職業禁止”活動グループ」が「短期間」存在した。グループは当初 8 人だったが、継続的に参加したのは著者自身とヴォレンベルガー(Vera Wollenberger)、ミュラー(Silvia Müller)、テンプリン(Wolfgang Templin)という 4 人[の活動的な反体制派]であった。これら以外のうち 3 人は IM であり、彼らは[シュタジ得意の]「作り話」によって職業禁止の経験者を装った<sup>9</sup>。

このグループは「職業排除の実際」をおおやけの議論にするための方法を追求し、結局、フリードリッヒスフェルデ平和サークル(Friedenskreis Friedrichsfelde)<sup>10</sup>によって教会内議論のテーマの 1 つとして「労働の権利」が取り上げられることになった。ただ具体的行動についての紹介はない。

上記の 4 人のうちのヴォレンベルガー(1952 年生)もクライン同様に西独型の職業禁止を体験した

彼女は 1991 年に、自身のシュタジ文書によって当時の夫(Knud)が IM「ドナルド」(Donald)として妻のことを通報していたことを知り、離婚して旧姓レンクスフェルト(Vera Lengsfeld)に戻した。彼女は 1971-1975 年にライプツヒのカール・マルクス大学や東ベルリンのフンボルト大学で学んだ哲学学士で、1975 年 SED 党員になった。大学卒業後 1980 年まで科学アカデミーの研究員、1981 年から新生活出版社(Verlag Neues Leben)の原稿審査係であったが、ソ連の中距離核ミサイルの東独配備に公然と反対したため 1983 年に

<sup>8</sup> 東独刑法第 249 条には、「(1)労働能力を有するにもかかわらず、労働を嫌って規律された労働を逃れることによって市民の社会的共同生活または公の秩序および安寧を侵害した者は、保護観察の言渡し、拘留刑または二年以下の自由刑をもって処罰される。(2)売春に従事し、またはその他の方法で非社会的な生活様式によって公の秩序および安寧を害した者も同様に処罰される、(3) 情状の軽い場合には、刑事責任措置を免除し、国家の統制監視および教育監視を言渡すことができる、(4) 犯人がかつて第 1 項もしくは第 2 項により、または重罪の故をもって処罰されたときは、5 年以下の自由刑を言渡すことができる、(5) 滞在所の制限および国家の統制監視および教育監視を附加的に言渡すことができる」とある(山田 1982:103-

同係解雇となり、養蜂や翻訳で生計を維持した。

彼女はパンコウ平和サークル共同設立者(1981 年)であり、反体制グループのネットワーク組織「平和を具体的に」や平和ワークショップ・エコセミナー開催、グループ「反対票」、「下からの教会」、「下からの教会大会」などで活躍のあと、1988 年 1 月 17 日のローザ・ルクセンブルク・デモ事件に関連して同 2 月に「逮捕・追放」された。[追放は英国教会の招待による留学容認という形になり]ケンブリッジ大学で修士号を得て 1989 年 11 月 9 日帰国した[その夜に壁開放]。その後は東独人民議会議員やドイツ連邦議会議員として活動し、2008 年連邦功労十字勲章を得た(Müller-Enbergs 2010:786、Veen 2000:242)。

東独の職業禁止について刑法第 53 条がしばしば言及される(クライン論文も)。同条によれば(StGB 1974) :

「犯罪者が職業または他の稼得活動を利用してまたはそれに関連して犯罪行為を犯し、犯罪者にその活動の遂行を一時的または恒久的に禁止することが社会の利益に必要な場合には、活動禁止が自由刑または執行猶予付き有罪判決に追加的に言い渡され得る」(第 1 項)。

これは有罪者(執行猶予を含む)に対する追加処罰として犯罪関連の就業を禁止することであり、目的は再犯防止だと第 2 項にある。禁止への「重大な違反の際には第 238 条による処罰がなされ」、執行猶予中の場合は猶予取り消しとなることがある(第 4 項)。

禁止期間は 1~5 年(年単位)だが、自由刑が 5 年以上の場合は 10 年まで、「職業義務への特別に重大な犯罪による違反の場合には恒久的活動禁止が言い渡され得る」(第 5 項)。但し有罪者が「著しい進歩をした場合には」裁判所が短縮し得る(第 6 項)。

上記にある第 238 条には、裁判所による活動禁止への「重大な侮蔑」は前項「同様に処罰される」とある(山田 1982:101)。但し山田訳は 1974 年刑法のままであり、これが第 2 項となっている。しかし 1979 年改定により、これが第 3 項になり、前項同様の刑も「2 年までの自由刑または拘留刑」に改定された(StGB 1974)。

このように刑法第 53 条は刑法上の有罪者についての「活動禁止」(Tätigkeitsverbot)であって、有罪でない者への「職業禁止」の法的根拠にはならない。また Walther(1996)にも、作家たちへのその適用例は出てこない。

#### 4. 東独自由業従事者の職業禁止と抵抗

クライン論文は上記のように、職業禁止を主に公共・国営部門就労者を念頭に論じつつも、「特に頻繁であり、かつ支配者の視点から特に必要でもあった」対象は「批判的知識人」だったと指摘しつつも、詳論しなかった。

実際に東独において大きな社会問題となった職業禁止の

104. 1979 年改定による)。1988 年 12 月改定により第 4 項が廃止された(StGB 1974)。

<sup>9</sup> シュタジの作り話(Legende)作戦の事例は青木(2020a:21、12 節、補注 6a)、その作戦規定は青木(2021:6.1.1 節)参照。

<sup>10</sup> フリードリッヒスフェルデはベルリン・リヒテンベルク区南部の地区名。同サークルは 1984 年に、ベルリン福音学生教区を追い出された平和サークルがフリードリッヒスフェルデ教区に移って設立され、「下からの教会」やシオン教会牧師館地下の環境図書館と親密であった。地下誌「フリードリッヒスフェルデの火災報知器」を発行した(<https://www.jugendopposition.de/lexikon/sachbegriffe/148395/friedenskreis-friedrichsfelde>)。

殆どは、作家や各種芸術家など自由業従事の「批判的知識人」であった。彼らは各自の自由業認可を取り消されたのだから、まさに職業禁止であって、西独や東独のような公共・国営部門での雇用拒否ではなかった。

自由業の認可とその取り消しは東独では各県当局が行ない、認可も取り消しも、その動機が政治的であっても「超法規的」ではなく憲法・刑法・税法の活用が可能であり、上記の間接形態も存在した。

他方で、自由業認可を受けた者はそれによって東独憲法にある労働義務を果たすことができ、また一定種類の自由業には優遇税制(5節参照)が適用され、作家・芸術家もその対象であった。

自由業と私的営業の認可は当局にとって住民の生活の利便や充実を図る方策として重要であったが、同時に体制の利益にとって弊害の可能性があった。

私的営業の弊害対策の例は第1書記就任直後のホーネッカー(Erich Honecker)による国家参加型私営中小企業〔半官半民企業〕のいわゆる「ノックアウト」政策<sup>11</sup>であった。

自由業対策の例はシュタジの「職務指示 3/69」である。シュタジ大臣ミールケ(Erich Mielke)は1969年6月18日に「文化とマスコミの分野における政治的・作戦的活動の組織化に関する職務指示 3/69」(Dienstanweisung 3 /69)を発令した。「作戦的」は陰謀活動によることを意味する。

それは、プラハの春(1968年)への国民、とりわけ知識人の共感、それに関連する西側からの文化的思想的影響への危機感によるもので、23ページの長文である。

それは、「敵は特に、文化創造者やマスコミ関係者の間に存在している古いブルジョア的思考・生活習慣の残存物並びに彼らに特有の能力、関心、欲求、感覚、情熱、理想を敵対的な目的のために乱用することを試みている」と見て、対策として、「文化とマスコミの分野の複合的かつ重点的な作戦的防護および〔シュタジ内の〕責任分野の厳密な区分」について指示した。

そのうち「III. 非公式活動」という項目は、「IM体制の拡大と改善、全面的活用」の指示であり、文化・マスコミ分野でのIMの「新たな徴募」が重視された<sup>12</sup>。

IMに徴募する対象としては、政権に対する「否定的グループ」のメンバーやシンパ、それらに接近する可能性のある者、ラジオ・テレビ・映画を管理する国家機関の技術と人事の幹部に加えて、「多面的かつ全国的に投入可能なジャーナリストや作家、劇作家、司会者その他のような文化とマスコミの分野の自由業従事者たち」が強調された。

このことは「文化とマスコミの分野」における自由業従事者

の重要性を物語っている。

指示の成果は大きかった。文学関係の歴大なシュタジ文書を調べたヴァルターによれば、本名が明確な126人が「疑いなく文学分野でのIM」であり、そのうち「52%」に当たる「66人が自由業作家」であった。残りは「文学者や文学批評家、出版社職員、文化幹部」であった。ほかに暗号名やIM期間は分るが本名不明のIMが「約350人」いた(Walther 1996:559)。

彼らが同業の作家たちをシュタジに密告し、それら作家たちの作家同盟除名(出版不可による事実上の職業禁止)や西独への出国、国内亡命などを招来した。

自由業作家抑圧のための最も大規模なシュタジの作戦はアンソロジー「ベルリン物語」出版企画を阻止した「作戦事案“自主出版”」であった。その作戦では、のちに作家同盟会長となる作家ヘルマン・カント(Hermann Kant)をはじめ多くのIMが重要な役割を果たした。この作戦の成功体験がその後の作家たちの批判的活動を封じ込めるシュタジの手法の基本となった(青木 2020a)。

この成功体験に基づき、上記の職務指示 3/69を精緻化した作戦規定が、シュタジの新OV(作戦事案)規定である「作戦事案の発展と処理についての方針 1/76」(Richtlinie 1/76)(1976年1月1日発効)である(詳細は青木 2021b)。

ヴァルターは批判的作家であり、上記のアンソロジー企画を出版社モルゲン(東ベルリン)の原稿審査係として支援した。彼は1983年に同出版社を別件の検閲問題で解雇され、自由業作家となった。しかし1984年から地方(メクレンブルク)に「撤退」せざるを得なかった(Walther 1996:888、青木 2020a:3,48)。こうした「撤退」が「国内亡命」(Plenzdorf 1995:315)の例であり、彼は職業禁止の西独型(雇用拒否)と東独型(自由業禁止)の両方を体験した。彼は体制転換期には国内亡命から復帰して「革新された作家同盟」の「議長代理」となった(Müller-Enbergs 2010:1377)が、翌1990年東独作家同盟は西独のそれに吸収された。

作家以外の自由業への抑圧と抵抗の事例も少なくない。そのうち壁建設(1961年)後最初の大きな事件は1965年の「ライブチッヒのビート騒乱」であり、それはまさに、のちに言う職業禁止に対する抗議の街頭行動であった。

当時東独でもビートバンドが爆発的に流行し、東独の官製青年団FDJ(自由ドイツ青年団)さえもその後援をしていた。

ところが突然1965年10月11日にSED政治局が、当時政治局員であったホーネッカーの主導のもとに、「演目が退廃的な西側の音楽から成り立っている“素人音楽グループ”」からの公演ライセンス取り消し、脱税調査を命じる決定をした。実際の標的はビートバンドやヒッピーの若者であった。

<sup>11</sup> 「発展した社会主義社会の形成による社会主義的生産諸関係を全面的に強化する」というSED第8回党大会決定の具体化として1971年12月中央委員会第4回会議が「国家〔の資本〕参加の工業・建設業企業と私営企業、工業的に生産する手工業協同組合の人民所有への転換によって再資本化現象を除去する措置の準備を決定し」、1972年6月末には「工業には国家参加企業は存在しない」ことになった(第1書記ホーネッカーのソ連書記長ブレジネフへの1972年7月13日付け報告書簡の添付文書から)(Kaiser 1990:266,272)。実際には「特に商業や飲食業、交通・運輸を含むサービス産業において国家参加企業330社」が存続し(同前:272)、さらにまもなく私的営業再活性化策に転じた(青木 1985、1985a)。

<sup>12</sup> 指示は9項目から成り、III.以外では、「I.文化とマスコミの分野の防護への責任」が第XX局を中心とする各部署の責任分担を指

示した。「II.作戦的重点の防護措置」はラジオ・テレビ・映画、報道機関(対外関連も含む)、ジャーナリズムの教育組織、作家、作家協会、出版社、国営・私営書店、職業教育センター、印刷所、文化分野およびプロ・アマ芸術創造の国家施設・社会施設を防護の「対象と分野」とし、それらのどのような「人物グループ」が「優先的に作戦的に防護されるべき」かを指示した。「IV.否定的・敵対的人物グループの作戦的偵察と処理、コントロールならびに予防活動の組織化」は、「敵対的行動についてのすべての情報が即座に調査され、集中的に処理され、違反された刑法規範に応じて犯罪構成要件が全面的に解明され練り上げられる」ための指示をした。以下、「V.対外防諜・諜報」、「VI.第XX/7部の任務と責任分野」、「VII.県支部等第XX部の各課責任者の任務と責任分野」、「VIII.政治的・作戦的活動の調整措置」、「IX.分析および情報流れ」が続いた。



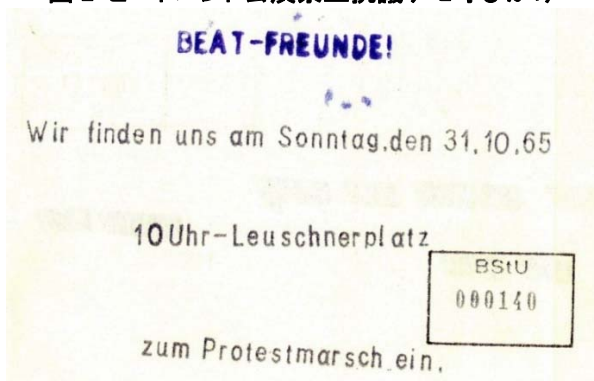
この命令にライセンス発行を担当する地方当局(県)の実際の対応は硬軟様々であった。最も強硬な対応をしたのは、ビートの拠点であったライプツヒヒ県当局であり、10月13日に「全ビートグループのライセンス取り消しと再審査の実施」を決定した。

その結果、ライプツヒヒ市から公演許可を得ていたビートバンド 49 のうち同月 30 日までに「公演許可(下級)」が継続されたのは 5 バンドのみであった。特にバトラーズやシャッターズ、ギターメン、タワーズなどの人気バンドは聞き取り調査もなく「公共の場での演奏が即座かつ無期限に禁止」された。

バトラーズ(のちのレント)禁止の理由には「このバンドの出演は我々の道徳的・民族的諸原則(unsere moralische und ethnische Prinzipien)に反している」とあった。

ライプツヒヒの青年たちは反旗を翻し、10月31日(日)に市中心部でのデモを企画し(図2)、500~800人が決行し、放水車を含む警察や市民を装った多数のシュタジ・SED 党員・FDJ 団員が動員され、鎮圧された。

図2 ビートバンド公演禁止抗議デモ呼びかけ



(注)「ビートの友よ!我々は抗議の行進のため1965年10月31日10時にロイシュナー広場へ行く」とある。一文字ずつ印字するスタンプおもちゃで174枚作成。当局の警告広報で情報拡散。四角の中はBStUの印字(ページ番号)。

(出所)BStU, MfS, BV Leipzig, AOG 129/69. in:

<https://www.jugendopposition.de/themen/145446/es-lebe-der-beat>.このサイトにはバトラーズの公演やスタンプおもちゃ・放水車・動員要員などの写真もある。

連行された267人のうち97人が裁判抜きで褐炭露天掘りの強制労働を科された。これが「ライプツヒヒのビート騒乱」である(図2 出所にあるウェブサイト、青木2019:補注2)。

この事件は、職業禁止がクライン論文の言う1960年代末を待たずに、すでに1960年代半ばに「補助的」ではなくなったことを示した。

ビート抑圧を主導したホーネッカーは1971年第1書記就任(1976年から書記長)後にロックの政治的利用に転じ、レント(元バトラーズ)などが東ベルリンでの第10回世界青年学生祭典で脚光を浴びた。しかし当局はビート・ロックを利用しても歌詞に神経質であった。その後歌詞にピアマンの影響を見た当局はレントを1975年公演禁止にした(青木2019、同2020)。

「ビート騒乱」直後の1965年12月15-18日にはいわゆる「皆伐総会」(SED中央委第11回会議)でホーネッカーが、文学・芸術における「非芸術や不道徳」の掃蕩を声高に叫んだ。但し当時はそれへの作家ヴォルフ(Christa Wolf)の異論発言が党中央機関紙に掲載された(青木2019:3節)。

皆伐総会で槍玉に上がった1人、両独で人気が高かったピアマンは、1965年12月(皆伐総会の直前)に「全面的な

公演・出版禁止」[=職業禁止]となり、その後は西独で作品を公表した(Müller-Enbergs 2010:126)。その後11年間の職業禁止の末に1976年11月国外追放され、国内外で抗議の声が広がった。彼の追放は、当局が許可した西独公演からの帰国禁止によるもので、米国がチャップリンを追放した手法に類似した。

1980年代後半に大きな注目を浴びた職業禁止は、演出家クリア(Freya Klier)とその夫シンガーソングライター・クラウチク(Stephan Krawczyk)のそれである。1985年に職業禁止となった彼らは、福音教会内の体制批判的牧師たちの支援のもとに果敢な抵抗闘争を実行した(青木2021a)。

当局の意を汲んだ社会組織による資格剥奪という形での事実上の職業禁止として耳目を集めたのは、作家同盟会長に就任したばかりのヘルマン・カントによる一挙9人の作家の除名である(1979年6月)。彼はIMとしてシュタジに長年協力し、シュタジによるアンソロジー「ベルリン物語」阻止作戦では率先して非常に攻撃的な役割を果たした(青木2020a)。

公共・国営部門からの排除は反体制的言動のみではなかった。私の知人は西独に濃い親戚の多い女性との結婚に際して国家人民軍のロシア語翻訳官の退職を迫られた。そのため国営レストランのウェ이터になり、その後私営パブの経営者として裕福になった(青木1991:98)。

営業の自由がない一方で、不足商品が多々存在したためヤミ商売が横行した。この映画でも、上映版ではカットされたが、シュタジ大尉ヴィースラーは自宅窓からの双眼鏡による「他人の生活」の覗き見によってヘッドライヤーの非合法転売を発見し、警察署にシュタジ将校と名乗って通報し、現場に駆けつけた警察官が犯人を逮捕した(青木2020b:9)。

新聞には乗用車も含む色々な転売の読者広告があったが、これはヤミではなかった。買い手は落札のため西独マルク(DM)での購入を持ちかけることもあった。割れたガラスの取り替えも、公認業者にDMで払うなら早く可能であった。通貨のヤミ両替は路上にも出ることがあった。

要するに営業の自由がないこと(従ってまた私的資本の制限)が経済活動だけではなく、社会活動全般を縛る最も重大な制約の1つであった。

## 5. 東独自由業の業種

東独憲法は就労を権利・義務としたので、東独市民は基本的には国営企業、公認協同組合(農業・商業・手工業・サービス業)、公認私的営業(小規模企業・商業・サービス業等)に従事しなければならなかったが、これらとは別に自由業の制度があった。

自由業は地方当局(県)の認可を受けねばならない。それはいわば個人営業だが、若干の補助者を雇用することができた。歌手やバンド、作家、医師その他多様な業種に自由業が存在した。

認可を受けた自由業従事者は東独法令用語にはFreiberuflich tätige PersonまたはFreiberufliche Tätigeとあり、Freiberuflerと略称されることもあった。

東独の政治には支配党SED以外にSEDと「ブロック」を組む政党があり、そのうちLDPD(ドイツ自由民主党)が自由業従事者や私的営業者の利益擁護を分担した(Enquete-Kommission Bd.1 1995:235)。むしろ利益擁護はSEDが許容する範囲内に限られた。

自由業従事者の認可取り消しは雇用禁止ではなく、まさに

職業禁止であった。取り消しには、業務上の理由(例えば脱税)だけではなく、何らかの政治的な理由があれば可能であった。それによって作家は出版が、音楽家は公演が、医師は診療が不可能になった。

上記(3節)のように行政の決定への異議申し立てが一部に制度化されるのはようやく1988年であった

この映画では、女優クリスタに医師(自由業の開業医)が違法薬物を売る現場をシュタジが押さえる。しかしシュタジはクリスタのみ逮捕し医師を無罪放免にした。本来なら医師も有罪かつ自由業認可取り消しである。

では自由業はどういう職種に何人くらい存在したのか。

認可された自由業従事者は1989年15772人であり、東独国家中央統計局の定義では(Rönnau 1995:2f.):

「自由業従事者」とは、被雇用者ではなく、「自由業従事者職業グループの課税に関する政令」のもとにあり、その仕事を主職業として実行する者のことで、「例えば音楽家・教師・作家・翻訳者のような文化・教育・芸術・文学の領域の従事者(Tätige)」、および「例えば医師・歯科医・獣医・エンジニア・建築家・ツアーコンダクターのような保健制度その他の分野での開業者(Praktizierende)」が含まれた。雇用関係にあってこれらの仕事を副業とする者や、自己勘定による生産・商業・サービス業の私的営業経営者は含まれない。

上記の15772人は表3(本稿末尾)の③の「私的」(18万人余)の一部であり、その8.6%、全就業者の0.2%にすぎないが、社会的存在感と影響力は大きかった。

上記の定義の中にある課税政令は、その名称からすると、1970課税政令(VO Besteuerung 1970)のことである。これは1970年12月15日に制定され、翌年元旦から発効し、東独末期まで有効であった。

1970課税政令第1条第1項には該当範囲として以下の「職業グループ」が列挙された(政令添付文書1):

1. 商業グラフィックデザイナー
2. 広告専門家
3. 展示会企画者
4. 工芸品作家
5. プロジェクトプランナー
6. エンジニア
7. 建築家
8. 写真報道家
9. 国有映画制作会社 DEFA に属さない映画制作者
10. 翻訳家・通訳
11. 市内ガイド・ツアーコンダクター
12. 食品化学者

以上の職業グループ以外の「その他の職業グループを組み入れる権限」が財務省に与えられた(第1条第2項)。

東独人名辞典 Müller-Enbergs(2010)には自由業従事者として、作家、翻訳家、編集者、原稿審査係、鑑定人、音楽家、俳優・喜劇役者・寄席芸人、演出家、画家、版画家、図案家、漫画家、彫刻家、写真家、ジャーナリスト、スポーツレポーター、建築家など多くが登場する。

さらに東独ラジオの反米プロパガンダを担当した自由業(S.28)、芸術(史)研究者で自由業従事(S.63,335, 1303他)、劇場や映画の小道具方(S.324)、書籍輸出入会社所

属の「自由業輸出業者」(S.516f.)、裁判所レポーター(S.569)、博物館等の管理者(Konservator, S.834)、水槽飼育の専門家(Aquarianer, S.1257)もいた。1978年にソ連の人工衛星の宇宙飛行士となったイェーン(Sigmund Jähn)は1989年自由業科学者になった(S.600f.)。元建築アカデミー会長は引退後自由業を開業した(S.797)。

また両独統一後、失職(例えば大学解雇)または営業自由化によって自由業に転身した者も少なくない。ベルリン経済大学で私をサポートしてくれた助手もその一人で、その後農業政治経済学教授になり統一後解雇され、統一ドイツの農業コンサルタントの自由業資格を獲得、コンサルタント事務所を開き、旧農業生産協同組合の相談相手として成功した。

自由業者としてシュタジの職務指示 3/69(4節)には司会者や流行歌手、風刺作家、ダンスバンド、各種の芸人、また原稿審査係や鑑定人も、Enquete-Kommission(1995)各巻にはジャーナリスト、公証人、弁護士も登場する。

## 6. 東独自由業の優遇税制

1970課税政令第7条には、「この政令において別途規定されない限り、労働所得の課税についての1952年12月22日付けの政令[=1952課税政令]とそのため公布された法規が該当する」とある。

1952課税政令(VO Besteuerung 1952)について東独官報は、1951年課税政令(VO Besteuerung 1951)の改定告示のみを掲載し、内容は「近く」出版されるとした。その本を入手していない<sup>13</sup>が、MdF(1981)がほぼその全文と「変更・補完・説明」を掲載した。

1952課税政令は、「労働者・職員および優遇税制自由業従事者の労働所得課税のための基本的法規範」としてその後も重視された(MdF 1981:9)。以下1952課税政令の引用はMdF(1981)による。

1952課税政令は、「労働者・職員」(被雇用者)と、自由業従事者(非被雇用者)のうちの優遇税制対象のみを扱った。従って1970課税政令の対象となる自由業は、優遇税制の対象外のみである。

1952課税政令第5条第1項は以下の業種を優遇税制対象とし、1970課税政令第9条第2項も、一部文句の変更のみでこの規定を継承した:

1. 自由業として作家従事
2. 自由業として科学研究・教育従事
3. 自由業として芸術従事
4. 自由業として医師・歯科医・獣医または助産婦従事
5. 自由業として発明家従事。

このうち「科学研究」は「国家の研究委託に基づく基礎研究」が対象であり、「企業の開発活動」は含まない。また「発明」は「技術革新の成果または経済特許の申請」が対象である(MdF 1981:19)

両政令により課税制度上の自由業は1970課税政令の12業種と1952課税政令の5業種、合計17業種であった。これらに副業ではなく従事する者が統計局定義の自由業従事者に当たる。

自由業所得税優遇税制は当初、1951課税政令(VO Besteuerung 1951)によると:

対象:「自由業の作家活動、自由業の科学研究・教育活動、医師・歯科医・獣医・作曲家・歌手・音楽家・俳

fenden Intelligenz]である。

<sup>13</sup> 書名は「Die Steuer der Lohnempfänger und der freischaf-

優・寄席芸人・朗詠者ほかの話し手・講師・写真報道家・演出家・劇場支配人・造形芸術家・エンジニア・建築家あるいは発明家としての自由業従事。

税免除:「報酬[収入]の 14%」。

条件:「(1)自由業活動に年平均で 2 人より多い技術的補助者が雇われていない、(2)納税義務者が査定を申請する」場合。

税率:年間所得[収入×0.86－経費]7030DM(ドイツマルク)以上が最高税率の 20%、課税最低限 1500 DM には 4.32DM(2.8%相当)であった(付表 E)。

経費:経費が収入の 30%を越えない場合は経費の証明を要しない。

このうちどれが 1952 課税政令の対象外かはっきりしないが、少なくとも写真報道家やエンジニア、建築家は 1970 課税政令対象自由業になり、優遇税制から外された。

税免除は、1958 課税改定法(Gesetz Besteuerung 1958)第 2 条によって「優遇税制の活動からの収入の 20%」(助産師のみ 10%)に改定され、その後変更がなかった(MdF 1981:45, Duda 2011:152f.)。

1952 課税政令第 32 条では、1951 課税政令の条件(1)は改定され、「暦年に 2 人を超える技術補助者を同時に雇用しないことを前提とする。資格のある補助者の雇用はどの場合にも税優遇から除外する。但しこのことは医師、歯科医、獣医には該当しない」となった。

同 32 条では 1951 課税政令の(2)はなくなり、条件(2)～(4)として、まず「技術補助者」とは「例えばタイピスト、女性秘書、速記タイピスト、実験助手、技術助手、技術的製図家」とした上で、技術補助者や資格のある補助者の雇用と優遇税制の関係を詳論した(MdF 1981:22f.)。Duda (2011:147)にも変更は見られない。MdF(1981:23.)には第 32 条についての補足説明がある(省略)。

経費については、1952 課税政令第 31 条では「一括率 30%(Pauschalsatz von 30%)の適用」が可能という表現になり、その後も続いた(MdF 1981:22, Duda 2011:149)。

1958 課税改定法(Gesetz Besteuerung 1958)によって自由業所得税優遇税額が表 1 のように、最高税率が 30%になり、課税最低額も引き上げられた。

表 1 の「超過税率」は「基準額」との差額への税率である。例えば納税義務収入が 2200 マルクの場合は、基準額 2100 マルクへの基準税額(2.40 マルク)に、それとの差額 100 マルクへの超過税率 11.2%=11.20 マルクが加わり、合計税額 13.60 マルク、合計税率 6.2%となる。同様に 35999 マルクの場合を計算すると合計税率は 29.99%になる。

表 1 税制優遇自由業の年間基本税額(1958 年改定)

納税義務収入額		税額		〔基準額税率(%)〕
基準額	上限	基準税額	超過税率(%)	
2,100	2,399	2.40	11.2	0.1
2,400	3,599	36.00	15.0	1.5

3,600	4,799	216.00	20.0	6.0
4,800	5,999	456.00	24.0	9.5
6,000	7,199	744.00	30.0	12.4
7,200	8,399	1104.00	34.0	15.3
8,400	15,099	1512.00	22.5	18.0
15,100	25,999	3020.00	35.0	20.0
26,000	35,999	6800.00	40.0	26.2
36,000 以上		—	30.0	

(注)金額は東独マルク。基準額税率(=「基準税額」/「基準額」)は青木が追加。(出所)Gesetz Besteuerung 1958.

表 1 は MdF(1981:80)も Duda(2011:150)も同じであり、東独末期まで有効であった。

表 1 に追記した基準額税率を一般労働者・職員の賃金基本税額(月)(表 2)の場合と比べると、月額 700(年額 8400)マルクまでは全く同率(最高 18%)であるが、それ以上の収入には賃金基本税率 20%固定に対して、税制優遇自由業税率は最高 30%まで上昇した。

なお賃金基本税額表には月額表と年額表があったが、年額表は 1958 年に廃止された(Duda 2011:149)。

表 2 賃金基本税額(月)

納税義務賃金月額		税額		〔基準額税率(%)〕
基準額	以下	〔基準額税率(%)〕	超過加算(%)	
175.00	199.99	0.20	11.2	0.1
200.00	299.99	3.00	15.0	1.5
300.00	399.99	18.00	20.0	6.0
400.00	499.99	38.00	24.0	9.5
500.00	599.99	62.00	30.0	12.4
600.00	699.99	92.00	34.0	15.3
700.00	1257.99	126.00	22.5	18.0
1258 以上			20	

(注)金額は東独マルク。基準額税率(=「基準税額」/「基準額」)は青木が追加。1951 課税政令とは異なり 1958 改定法の対象ではなかったため、1952 課税政令が定めたと考えられる。(出所)MdF(1981:54); Duda(2011:149)

1958 課税改定法には賃金と優遇税制自由業収入の両方がある場合の 1.5 万 DM 以上の後者への税率表もある。

基本税額(Grundtarif)には納税者の税クラス別の減税があった。税クラスは次のように 1952 課税政令第 11 条に制定された(MdF 1981:31, Duda 2011:151):

税クラス I:「税クラス II または III でない限りの非婚(独身・離婚・死別)の男女」、

税クラス II:「a)既婚男女、b)満 60 才以降の非婚の男、c)満 40 才以降の非婚の女で、税クラス III でない者」、

税クラス III:「児童のための減税の対象またはその申請中の男女」(減税額は児童数による。詳しくは MdF 1981:55ff.)。

表 3 1989 年就業構造(1000 人)

	就業者合計	人民所有(国有)	協同組合					私的	
			合計	生産協同組合	VdGB	消費協同組合	その他	合計	うち委託契約・国家参加
就業者全体	8547.3	6828.8	1259.4	953.4	43.6	246.6	16.0	459.1	49.8
うち①労働者・職員	7541.5	6828.8	438.2	132.8	43.6	246.6	15.2	274.5	24.2



②生産協同組合員	821.2	—	821.2	820.4	—	—	0.8	—	—
③独立業者と手伝い家族	184.6	—	—	—	—	—	—	184.6	25.6
④見習い	338.5	271.4	53.5	41.6	0.9	10.8	0.1	13.6	0.2

(注)VdGB は略語欄参照。①は雇用期限や雇用者に関わりなく労働契約のある被雇用者および〔被雇用の〕「家内労働者並びに家事手伝い」。②は農業・園芸・手工業にあり、組合員総会が承認し、常時共同労働する組合員。〔②による被雇用者や消費協同組合(商業)従業員は①〕。③は「企業の〔「ノックアウト」を免れた〕国家参加型経営者〔脚注 11 末尾参照〕・所有者・共同所有者・賃借人で、自らその企業に勤務する者」と、「なんらかの〔独立〕営業または自由業活動」を行ない、被雇用者でない者。〔③による被雇用者、例えば自由業医師が雇用する看護師①〕。④は法定職業教育の現場実習生。(出所)東独統計年鑑 1990 年版:123,127。

## 略語

シュタジ = Stasi、東独国家保安省(MfS)またはその職員の略称。  
東独時代にはシュタージ(Staasi)とも略称された

東独 = ドイツ民主共和国(1949-1990 年)の略称

東独統計年鑑 = Statistisches Jahrbuch der DDR. 東独国家中央統計局(Staatliche Zentralverwaltung für Statistik)編。0 年 3 月 DDR 統計局(Statistisches Amt der DDR)と改称。

BdWi = Bundes demokratischer Wissenschaftler、民主科学者同盟(西独、統一ドイツ)

BfV = Bundesamt für Verfassungsschutz、西独・現ドイツの連邦憲法擁護庁

BGS = Bundesgrenzschutz、西独・現ドイツの国境守備隊

BND = Bundesnachrichtendienst、西独・現ドイツの連邦情報局

BStU = Die Bundesbeauftragte für die Unterlagen des Staatssicherheitsdienstes der ehemaligen DDR、旧 DDR シュタジ文書連邦保管庁。2021 年夏までに連邦アーカイブへのシュタジ文書の移管予定(2019 年 9 月 26 日ドイツ連邦議会)。

DDR = Deutsche Demokratische Republik、ドイツ民主共和国(東独国名のドイツ語略語、英語では GDR)

DEFA = Deutsche Film AG、ドイツ映画株式会社(東独の国营映画・テレビ制作会社)

DKP = Deutsche Kommunistische Partei、ドイツ共産党(西独で 1956 年非合法化された KPD の代替として 1968 年結成、合法化され、東独 SED の影響下にあった)

FDJ = Freie Deutsche Jugend、自由ドイツ青年団(東独の官製青年組織で、SED の指導下にあった)

GBl = Gesetzblatt der DDR、東独官報

IM = Inoffizieller Mitarbeiter、非公式協力者(シュタジに協力した密告者で、秘密工作や暗殺に関わったこともある)

KPD = Deutsche Kommunistische Partei、ドイツ共産党(西独では 1956 年非合法化、東独では 1949 年 SPD(ドイツ社会民主党)と合併して SED になる)

LDPD = Liberal-Demokratische Partei Deutschlands、ドイツ自由民主党(東独の「ブロック政党」の 1 つで、翼賛政党ながら支持基盤の要求を支配党 SED に伝達した)

MfS = Ministerium für Staatssicherheit、国家保安省(東独シュタジ本部)

MSB = Marxistischer Studentenbund Spartakus、マルクス主義学生同盟スパルタクス(西独)

NPD = Nationaldemokratische Partei Deutschlands、ドイツ国家民主党(西独、統一ドイツ)

SDAJ = Sozialistischen Deutsche Arbeiterjugend、社会主義ドイツ労働者青年団(西独、統一ドイツ)

SED = Sozialistische Einheitspartei Deutschlands、ドイツ社会主義統一党(東独支配党だった。その後 PDS (Partei des Demokratischen Sozialismus、民主社会主義党)を経て現在左翼党(Die Linke))

VdGB = Vereinigung der gegenseitigen Bauernhilfe、農民相互援助連合(農村への原材料・機器供給や農産物流通、文化・スポーツサービスなどを担った)

VdJ = Vereinigung Demokratischer Juristen、民主法律家教会(西独、統一ドイツ)

VL = Vereinigte Linke、連合左翼(1989 年結成の東独反体制グループ)

VO = Verordnung、政令

## 引用文献

(注)(1)本文記載のウェブサイトを除く。(2)各ウェブサイトは、特記しない限り、本稿発表時点に有効。

青木國彦(1985)社会主義計画経済体制と私的営業、東北大学『研究年経済学』155(46-4)、in:

<http://www2.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/gsk.html>

----- (1985a) 社会主義における余剰・不足と私的営業、東北大学『研究年経済学』156(巻別なし)、in: 同上 URL

----- (1991)『壁を開いたのは誰か』化学工業日報社

----- (2018)ケネディのベルリン演説(1963 年 6 月)再考:ブランド東方政策との比較、東北大学『研究年経済学』78-1、in: 同上 URL

----- (2018a) CSCE(全欧安保協力会議)ウィーン会議へのホーネッカーとシュタジの対応: 東独の新外国旅行行政令と「壁は100年存続」発言、『社会主義体制史研究』2、in: <http://www2.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hsss.htm>

----- (2019) 1973 年第10 回世界青年学生祭典(東ベルリン)に見る自由化百景: 東独ホーネッカー政権初期の「自由化」について(1)、『社会主義体制史研究』10、in: 同上 URL

----- (2020) 東独文化政策の規制と緩和(1963-1976 年): 東独ホーネッカー政権初期の自由化について(2)、『社会主義体制史研究』12、in: 同上 URL

----- (2020a) アンソロジー「ベルリン物語」をめぐる東独作家たちの野望とシュタジの陰謀: 東独ホーネッカー政権初期の「自由化」について(2)、『社会主義体制史研究』13、in: 同上 URL:

----- (2020b) 脚本に見るドイツ映画「善き人のためのソナタ」(原題「他人の生活」)(1): 宣伝と実際、『社会主義体制史研究』14、同上 URL

----- (2021) 脚本に見るドイツ映画「善き人のためのソナタ」(原題「他人の生活」)(2): 批判と紛糾、『社会主義体制史研究』18、in: 同上 URL

----- (2021a) 東独職業禁止に対する演出家クリアとその夫シンガーソングライター・クラウチクの闘い: ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して、『社会主義体制史研究』20(近刊予定)、in: 同上 URL

----- (2021b) シュタジ(東独秘密警察)の作戦規定と組織: ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して、『社会主義体制史研究』21(近刊予定)、in: 同上 URL

クライン論文 = Klein (21012)

山田晟(1982)『ドイツ民主共和国法概説』下、東京大学出版会

Dienstanweisung 3 /69 zur Organisierung der politisch-operativen Arbeit in den Bereichen der Kultur und Massenkommunikationsmittel (18. 6. 1969), in: BStU, BdL/Dok., 2468.



- Duda, Sandra (2011) *Das Steuerrecht im Staatshaushaltssystem der DDR*, Peter Lang.
- Enquete-Kommission (1995) *Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland* (8 Bde), Nomos u. Suhrkamp.
- Gesetz Besteuerung 1958 (1958 課税改定法): Gesetz zur Änderung der Besteuerung der steuerbegünstigten freischaffenden Intelligenz vom 28. Mai 1958, in: *GBl* 1958 I:453.
- Jäger, Manfred (1982) *Kultur und Politik in der DDR: Ein historischer Abriss*, Edition Deutschland Archiv.
- (1995) *Kultur und Politik in der DDR 1945-1990*, Edition Deutschland Archiv.
- Kaiser, Monika (1990) *1972 - Knockout für den Mittelstand*, Dietz.
- Klein, Thomas (2007) »Frieden und Gerechtigkeit!«: Die Politisierung der Unabhängigen Friedensbewegung in Ost-Berlin während der 80er Jahre, Böhlau.
- (2012) Vierzig Jahre „Radikalenerlass“ – bloß ein westdeutscher Gedenktag?, in: telegraph 124. (本文ではクライン論文と略記。telegraph 誌は東独時代の環境新聞(Die Umweltblätter)後継として1989年10月発刊。現在も続く。) (<https://www.rosalux.de/news/id/5759/>への転載による)
- MdF (Ministerium der Finanzen) (Hg. 1981) *Besteuerung des Arbeitseinkommens*, Staatsverlag der DDR.
- Müller-Enbergs, Helmut u.a. (Hg.) (2010) *Wer war wer in der DDR?: Ein Lexikon ostdeutscher Biographien*, 5. aktualisierte und erweiterte Neuauflage, Ch. Links.
- Plenzdorf, Ulrich, K. Schlesinger u. M. Stade (Hg.)(1995) *Berliner Geschichten: »Operativer Schwerpunkt Selbstverlag«*, suhrkamp.
- RdErl (Gem. Radikalenerlass der Ministerpräsidenten u. aller Landesminister v. 18. 2. 1972) Beschäftigung von rechts- und linksradikalen Personen im öffentlichen Dienst, [https://www.1000dokumente.de/index.html?c=dokument\\_d](https://www.1000dokumente.de/index.html?c=dokument_d&dokument=0113_ade&object=translation&st=&l=de)
- [e&dokument=0113\\_ade&object=translation&st=&l=de](https://www.1000dokumente.de/index.html?c=dokument_d&dokument=0113_ade&object=translation&st=&l=de)
- Richtlinie 1/76 zur Bearbeitung Operativer Vorgänge (Jan. 1976), in: BStU AGM 198.
- Rigoll, Dominik [2020/10/06 採取], Radikalenerlass vom 28. 01. 1972: Einleitung, [https://www.1000dokumente.de/index.html?c=dokument\\_d&dokument=0113\\_ade&object=context&st=&l=de](https://www.1000dokumente.de/index.html?c=dokument_d&dokument=0113_ade&object=context&st=&l=de)
- Rönnau, Andreas (1995) Freie Berufe in der DDR, der Bundesrepublik Deutschland und im wiedervereinigten Deutschland, in: *MPRA Paper* No. 7228 (posted 26 Feb 2008) at <https://mpra.ub.uni-muenchen.de/7228/>
- Schroeder, Klaus (2013) *Der SED-Staat, Geschichte und Strukturen der DDR 1949-1990*, 3., vollständig überarbeitete und stark erweiterte Neuauflage, Böhlau.
- StGB (1974) Strafgesetzbuch der DDR(その後の改定も記載), in: <http://www.verfassungen.de/ddr/strafgesetzbuch74.htm>
- Veen, Hans-Joachim u.a. (Hg.) (2000) *Lexikon Opposition und Widerstand in der SED-Diktatur*, Propyläen.
- VO Besteuerung 1951 (1951 課税政令): Verordnung zur Änderung der Besteuerung der Lohnempfänger und der freischaffenden Intelligenz vom 24. Mai 1951, in: *GBl der DDR*, 1951: 493ff.
- VO Besteuerung 1952 (1952 課税政令): Verordnung über die Besteuerung des Arbeitseinkommens vom 22. 12. 1952, in: MdF (1981:9ff.) (GBl der DDR, 1952:1413 に告示のみ)
- VO Besteuerung 1970 (1970 課税政令): Verordnung über die Besteuerung der Berufsgruppen freiberuflich Tätiger und die 1. Durchführungsbestimmung vom 15. 12. 1970, in: *GBl der DDR*, 1970 II:690ff.
- Walther, Joachim (1996) Die Firma schreibt vor und mit: DDR-Autoren im Schatten der Stasi (II), in: *Der Spiegel*, Nr.40.
- WDR (2006) Vor 30 Jahren Neue Richtlinien zum Radikalenerlass, 19. Mai 2006, in: <https://www.1.wdr.de/stichtag/stichtag1570.html>